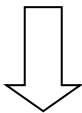


各 位

落札候補者が落札者となることを辞退した場合の取扱いの変更について（お知らせ）

低入札調査基準価格未満の入札となった場合、契約条件が厳格化されることから、入札者が意図せず低入札調査対象者となってしまった際には、落札者となることの辞退を認めることといたしましたのでお知らせします。

1 低入札調査基準価格未満の入札となった場合、落札者となることの辞退を認める。

現 行	低入札調査基準価格未満での落札候補者が落札者となることを辞退した場合、指名停止要領に基づき指名停止措置の対象となる
	
変更後	低入札調査基準価格未満での落札候補者となった場合、 <u>指名停止措置の対象となること無く辞退する選択を認める</u>

※低入札調査基準価格未満の入札以外に関しては、従来どおり正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、著しく信頼関係を損なう行為（業務に関する不正又は不誠実な行為）として八戸市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止措置の対象となります。

2 適用期日

今回の変更は、令和7年6月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和7年5月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。）

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133（直通）
内線 3454, 3455, 3456